

令和7年度 川口市社協会員制度ご加入のお願い



～誰もがあんしんして暮らせる福祉のまちづくりを目指して～

社会福祉協議会(社協)とは?・社協会員制度とは?



社会福祉法に基づいて設置される地域福祉をすすめる民間の非営利団体です。

社協の会員制度は「会費」というかたちで福祉活動に参加・協力していただく助け合いの制度です。

社協ではみなさんが暮らしやすい地域づくりをサポートしています。私たちと一緒に地域を支えてくれませんか?

会員の種類と会費

個人会員
年額1口
1,000円

賛助会員
年額1口
5,000円


施設・団体会員
年額1口
2,000円
(福祉施設・ボランティア団体など)

※賛助会員及び施設・団体会員は、希望により社協広報誌「社協だより」へ会員名を掲載させていただきます。
賛助会員及び3口以上の個人会員は寄附金と同様の扱いとなり、税法上の優遇措置を受けることができます。

加入方法



地区社協(町会・自治会・分区)を通じてのご加入



窓口でのご加入 
(青木会館・やすらぎ会館・かわぐちボランティアセンター・市役所福祉部・支所)

このリーフレットは、
福祉活動へのご理解のもと、次の企業の協賛をいただいで発行しています。

First Call Aoshin
～「ありがとう」を よろこびに～
 **青木信用金庫**
<https://www.shinkin.co.jp/aoshin/>

金融+で、未来をプラスに。 RESONA GROUP
 **埼玉りそな銀行** 

あなたの夢を応援します
 **川口信用金庫** 
<https://www.shinkin.co.jp/ksb/>

More For You
もっと、街・暮らし・笑顔のために
 **武蔵野銀行**

“未来へつなぐ”地域とJA～地域密着JAさいたま～
 **さいたま農業協同組合**
<http://www.ja-saitama.or.jp/>

地域は町会・自治会に支えられています。社協では町会・自治会への加入をお勧めしています。